

(別添 2)

## 家事事件手続等のデジタル化に関する説明要旨

1 本年 5 月に成立した「民事訴訟法等の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 48 号) のうち家裁の手続に関する部分について、3 点ほど補足的に説明させていただく。

1 点目は、人事訴訟において、これまで当事者の方の現実の出頭が必要であった弁論準備手続や電話会議等の利用が認められていなかった和解期日について、当事者双方ともが電話会議等での参加ができるようになるという規律である。また、弁論準備手続期日について、いわゆる遠隔地要件が削除されている。改正附則では公布日から 1 年以内の施行と規定されているが、今年度中の施行が見込まれているのでご留意いただきたい。

2 点目は、人事訴訟におけるウェブ会議による口頭弁論の実施を可能とする規律であり、こちらについては、早ければ令和 6 年度中の施行も見込まれるものと聞いている。

3 点目は、人事訴訟・家事事件において、従前リモートの手続では調停成立や和解等ができなかった離婚・離縁について、ウェブ会議を利用すれば可能とする規律である。こちらも早ければ令和 6 年度中の施行が見込まれるものと聞いている。

2 改正法の関係でウェブ会議の展開についても説明させていただく。先ほど申し上げた 2 点目と 3 点目の改正内容については、当事者が現実に出頭しない場合に電話会議の方法によることはできず、ウェブ会議の利用が必要となる規律であることから、従前から一部の序でウェブ会議の運用を開始していた家事調停のみならず、人事訴訟の分野でもウェブ会議の導入が必要になる。

これを受けて、家庭局としては、改正法の施行に備えて、具体的な導入

時期は検討中であるが、令和5年度以降、家事調停及び人事訴訟を取り扱う全ての家庭裁判所（支部・出張所を含む。）においてウェブ会議の運用を開始できるよう、環境整備を進めていく予定としている。

特に、訴訟の分野では、民事訴訟での利用が進んでいたところであるが、人事訴訟についても、改正法の施行に先だって、人事訴訟におけるウェブ会議の運用に慣れておく必要があると考えられることから、まずは民事訴訟でいうフェーズ1、争点整理手続におけるウェブ会議の利用を開始できるよう環境整備を進めていく予定である。

人事訴訟の争点整理手続については、民事訴訟と大きく運用が異なることはないと思われるので、ウェブ会議用アプリケーションについてはTeamsを使うことを想定している。令和5年度中に全職員へのMicrosoft 365の導入の検討が進められており、この導入が実現すると、家裁の裁判官・書記官にTeamsのライセンスが付与されることとなるので、そちらの進捗を見ながら検討していくことになる。民事訴訟でTeamsを利用した経験のある職員も増えている状況にあることも踏まえて、府によっては、家事調停に先行して、人事訴訟におけるウェブ会議の利用を開始することも検討している。

3 改正法成立に伴う規則制定の動きについても簡単に触れるが、民事訴訟規則等の一部を改正する規則の制定準備が進められている（後注：令和4年10月12日の裁判官会議で制定された。）。

今回の規則改正の対象は、大きく、①当事者間秘匿に関するものと②電話会議やウェブ会議での期日等の実施に関するものとに分かれる。e提出・e記録管理といったシステム対応が必要な法改正に対応するものは、追って改正の予定であり、今回の対象とはなっていない。

②については、電話会議等で弁論準備手続等を実施した場合の確認事項及び調書記載事項に関する規定が改正される予定であり、家事事件手続規

則及びハーグ条約実施規則についても、同様の規定があるので、民事訴訟規則に準じた改正を予定している。調書の記載に関しては改正通達等が発出されることになると思われるので、そちらについてもご留意をいただきたい。

以上